

# 第5期 伊賀市障がい福祉計画

三重県伊賀市

2018（平成30）年3月

# 目 次

第1章	計画策定にあたっての基本的事項	
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の進行管理	3
5	障がいのある人の状況	3
第2章	障がい者支援の重点課題	
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	5
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
3	福祉施設から一般就労への移行	7
3-1	一般就労への移行者数	7
3-2	就労移行支援事業の利用者数	7
3-3	就労移行支援事業所の就労移行率	8
3-4	一般就労への定着率	9
4	地域生活支援拠点等の整備	9
5	相談支援体制の充実	10
第3章	障がい児支援の重点課題	
1	障がい児支援体制の整備	11
第4章	障害福祉サービスと地域生活支援事業	
1	サービス目標量設定の考え方	13
2	障害福祉サービスの実績と見込量	13
3	児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績と見込量	20
4	地域生活支援事業の内容と見込量	22
第5章	計画推進のための取り組み	
1	地域自立支援協議会の運営	28

## 「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字がもつマイナスの印象と、これを不快に感じる方の思いに配慮していく必要があると考え、「がい」をひらがなで表記することとしました。

漢字かひらがなかという議論自体を無意味に思うといった意見があることは承知していますが、「害」のマイナスイメージを払拭するとともに、障がいのある人への差別やさまざまなバリアについて、市や市民一人ひとりが考える契機にしていきたいと考えています。

なお、法律で定められた用語等については、混乱を避けるため漢字表記としています。

# 第1章 計画策定にあたっての基本的事項

## 基本理念：だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる

全ての人が住み慣れた地域で「自分らしい暮らし」が送れることを願っています。支援や介護が必要なときも「いきいきと輝ける暮らし」を実現するよう支えあうことが、私たちがめざす障がい者福祉です。

障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりが主人公になって主体的に生きる力を身につけ、お互いの人権を尊重しあいながら、つながりを持って安心して心豊かに暮らせるよう支援するユニバーサルデザインの理念に基づいた「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」が必要です。公的な制度に基づくサービスを基盤としつつ、障がいのある人自身を含めた市民参加によって柔軟、多彩に展開される地域福祉活動との効果的な協働を進め、「高参加・高福祉」の障がい者福祉を実現していきます。

## 1 計画策定の目的

本市では、2007（平成 19）年3月に「伊賀市障害福祉計画（第1期）」を策定して以来、4期にわたって「障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供基盤等の整備に努めてきました。

この間、わが国においては、2014（平成 26）年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われ、2011（平成 23）年7月の障害者基本法の改正、2012（平成 24）年10月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されるとともに、2013（平成 25）年4月の「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正されたことにより、障がい者の範囲に新たに難病等を含むこととされました。さらに2016（平成 28）年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行など、障がい福祉分野の法制度は大きな変革が行われてきました。

また、2016（平成 28）年5月の「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、発達障がい者の支援体制の整備を図る必要があります。

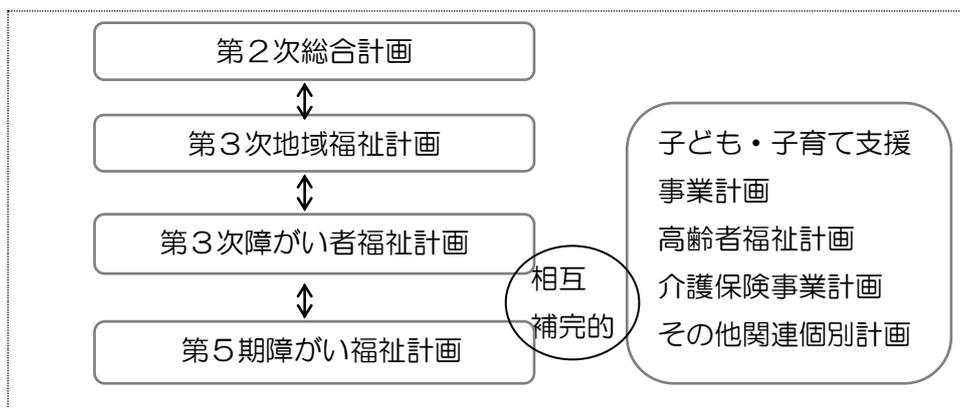
本計画は、このような一連の改革を踏まえたうえで、2014（平成 26）年12月に策定した「第3次伊賀市障がい者福祉計画」を基本としつつ、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条第19項の規定に基づき、障がいのある人が自立した地域生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保や計画推進のための取り組みを定めるため策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」であり、「伊賀市総合計画」や「伊賀市地域福祉計画」、障害者基本法に基づく「伊賀市障がい者福祉計画」を相互補完的な計画とし、今後、本市が進めていく障害福祉サービスに係る給付、相談支援及び地域生活支援事業の方向性や目標値を定める計画です。

また、児童福祉法の改正に伴い児童福祉法第 33 条の 20 で障がいのある子どもに対するサービスの提供体制の確保や円滑な実施に関する計画を定めることが義務付けられたことから、「第 5 期伊賀市障がい福祉計画」と一体的に策定しています。

■図 1 計画の位置づけ



## 3 計画の期間

計画期間は、第 3 次伊賀市障がい者福祉計画の後期期間にあわせ、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの 3 年間とします。

■図 2 計画の期間



## 4 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

本市では、障がい者地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて調査及び分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や見直しを行います。

※PDCAサイクルとは

業務プロセスの管理手法の一つで、「計画(plan)」、「実行(do)」、「評価(check)」、「改善(act)」という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

## 5 障がいのある人の状況

障害者手帳を所持している市民は、2017（平成 29）年3月末現在、6,143 人で、人口の約 6.6%となっています。内訳を見ると、身体障害者手帳所持者は 4,772 人で、そのうちの約6割が肢体不自由です。また、療育手帳所持者は 784 人で、2014（平成 26）年度と比較して 52 人増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は 587 人で、2014（平成 26）年度から 42 人増加しています。

また、本市人口に占める外国籍の人の割合は県内他市町に比べて高く、定住化も進む中、外国籍の人のサービス利用が増加し、生活習慣の違いや背景を理解した上での支援が必要となっています。

この項では、現状をとらえる指標の一つとして障害者手帳所持者数をあげていますが、発達障がい者や難病患者も手帳の有無に関わらず障がい者の範囲に含まれており、各種サービスの対象となっています。

なかでも発達障がい者については、診断環境の整備や社会認知拡大に伴い、対象者が増加しています。

■各障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在） [単位：人]

区 分	2014 年度 （平成 26）	2015 年度 （平成 27）	2016 年度 （平成 28）
身体障害者手帳	4,853	4,860	4,772
療 育 手 帳	732	759	784
精神障害者保健福祉手帳	545	570	587
計	6,130	6,189	6,143

■身体障害者手帳所持者数（2016（平成28）年度）

〔単位：人〕

区分	視覚 障がい	聴覚・ 平衡 機能 障がい	音声・ 言語・そ しゃく 障がい	肢体 不自由	内部 障がい	合 計	計	
							者	児
1級	120	31	1	354	817	1,323	1,305	18
2級	76	91	2	425	16	610	596	14
3級	20	87	29	609	124	869	861	8
4級	16	124	16	847	260	1,263	1,258	5
5級	46	2	0	312	0	360	357	3
6級	32	172	0	143	0	347	345	2
計	310	507	48	2,690	1,217	4,772	4,722	50
2014年度 (平成26)	337	506	56	2,818	1,136	4,853	4,799	54

■療育手帳所持者数

〔単位：人〕

区 分		2016（平成28）年度	2014（平成26）年度
A1（最重度）	18歳未満	47	41
	18歳以上	262	255
A2（重 度）	計	309	296
B1（中 度）	18歳未満	123	122
	18歳以上	352	314
B2（軽 度）	計	475	436
合 計		784	732

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

〔単位：人〕

区 分	2016（平成28）年度	2014（平成26）年度
1 級	57	62
2 級	409	363
3 級	121	120
計	587	545

## 第2章 障がい者支援の重点課題

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の指針】

2020（平成32）年度末における地域生活に移行する者の数値目標の設定にあたっては、2016（平成28）年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行し、また、2020（平成32）年度末の施設入所者数を2016（平成28）年度末時点の2%以上削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

なお、障害児入所施設の18歳以上の入所者については、従前のとおり施設入所者の算定対象外としています。

#### 【市の状況】

第4期計画の期間中、支援者への地域移行啓発や聴き取り調査に取り組みましたが、目標値を達成することが難しい状況でした。

#### 【市の目標値】

本市においては、本人の意思決定支援、社会資源や家族理解が不足していますが、施設への調査などを実施しその結果を踏まえ、国の指針に基づき、2018（平成30）年度からの3年間で施設入所者数を2人削減するとともに、地域生活移行者数を7人と設定します。

項目	数値	考え方
2016（平成28）年度末時点の入所者数（A）	82人	2016（平成28）年度末時点の施設入所者数
2020（平成32）年度末時点の入所者数（B）	80人	2020（平成32）年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込（A－B）	2人 2%	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	7人 9%	施設入所から地域生活へ移行した者の数

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の指針】

2020（平成32）年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

また、医療関係者として、病院、診療所、訪問看護ステーションなどにおいて精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましいとしています。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとしています。

### 【市の状況】

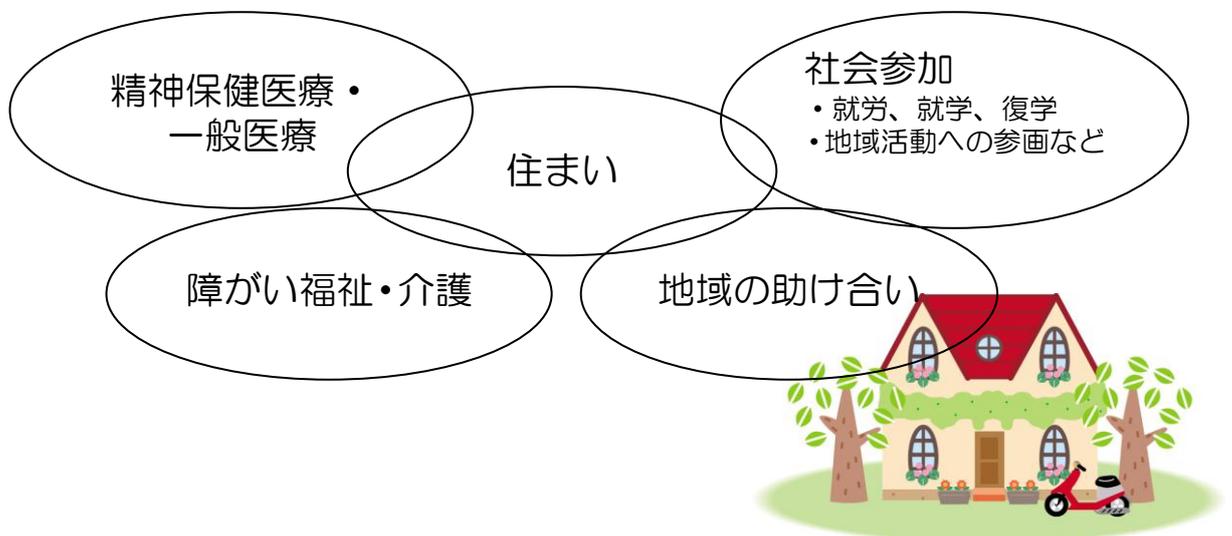
本市では現在、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会などにおいて精神障がいに関する支援について協議などを行っています。

### 【市の目標値】

国の指針により複数市町村による共同設置も差し支えないとされているため、以前より協議を行っている圏域体制で、今後も精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての協議を行います。

項目	数値	考え方
【目標値】 2020（平成32）年度末の市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所設置／圏域	圏域体制での協議の場を今後も引き続き行う

◎精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムイメージ図



### 3 福祉施設から一般就労への移行

#### ◆3-1 一般就労への移行者数

##### 【国の指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、2020（平成 32）年度中に一般就労に移行する者の数値目標に当たっては、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

##### 【市の状況】

第 4 期計画の期間中、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労支援部会で障害福祉サービス事業所連絡会を開催し、情報共有や一般就労への啓発に取り組みました。

##### 【市の目標値】

障がいのある人と企業の求めることとの相違により、求人率は増加しているものの一般就労に結びつくことが困難となっています。よりきめ細やかな就労支援を行い、国の指針に基づき 2020（平成 32）年度中に福祉施設からの一般就労移行者数を 16 人と設定します。

項目	数 値	考え方
2016（平成 28）年度の一般就労移行者数	11 人	2016（平成 28）年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 2020（平成 32）年度の一般就労移行者数	16 人 1.5(倍)	2020（平成 32）年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

#### ◆3-2 就労移行支援事業の利用者数

##### 【国の指針】

2020（平成 32）年度末における就労移行支援事業の利用者数が、2016（平成 28）年度末時点の利用者数に比べ 2 割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

##### 【市の状況】

第 4 期計画では、目標値を 30 人としていましたが、就労移行支援事業は利用期限が 2 年間とされていることや、年度中に一般就労へと繋がっていくことから 2016（平成 28）年度末では、利用者数が 16 人となりました。

### 【市の目標値】

2016（平成 28）年度末時点で、市内の就労移行支援事業所は前回計画時の 2 事業所から 5 事業所に増加しています。さらに伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労支援部会において、就労移行支援事業所などに対し連絡会や研修会を開催し、事業者への啓発に取り組んでいることから、国の指針である目標値以上の達成が見込まれます。

項目	数 値	考え方
2016（平成 28）年度末の 就労移行支援事業利用者数	16 人	2016（平成 28）年度末において 就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 2020（平成 32）年度末の 就労移行支援事業の利用者数	25 人 (56%増)	2020（平成 32）年度末において 就労移行支援事業を利用する者の数

## ◆ 3-3 就労移行支援事業所の就労移行率

### 【国の指針】

2020（平成 32）年度末において、就労移行支援事業所の利用者のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

なお、就労移行率とは、当該年度 4 月 1 日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した人の割合です。

### 【市の状況】

第 4 期計画では、3 事業所のうち 2 事業所が就労移行率 3 割以上の事業所としていました。2016（平成 28）年度末時点で、就労移行支援事業を行う事業所が 5 事業所ありますが、目標の就労移行率 3 割以上を達成した事業所は 2 事業所でした。

### 【市の目標値】

国の指針に基づき、2020（平成 32）年度末における就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所が、3 事業所あると設定します。

項目	数 値	考え方
【目標値】 2020（平成 32）年度末に おける就労移行支援事業所 の就労移行率が 3 割以上の 事業所を全体の 5 割以上と する。	5 か所	就労移行支援事業所数
	3 か所	就労移行率が 3 割以上の事業所数
	60%	割合（%）

### ◆3-4 一般就労への定着率

#### 【国の指針】

就労移行支援などのサービスを利用して一般就労した障がい者に対する就労への定着が重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上となることを基本として設定することとしています。

#### 【市の状況】

本市では、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労支援部会を通じて事業所や企業と連携を図っていますが、一般就労後の定着支援をどの機関がどのようにして担うかについて明確な役割分担はできていないため、個々のケースに応じて関係機関が対応しています。

#### 【市の目標値】

国の指針に基づき、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上と設定します。

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80% 以上	就労定着支援事業利用者のうち、利用開始1年後も職場に定着している人数の割合

## 4 地域生活支援拠点等の整備

#### 【国の指針】

2020（平成32）年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）を各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを基本としています。

「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を持たせることで、緊急時における迅速・確実な相談支援の実施や短期入所などの活用を図るとともに、施設などからの地域移行に対する支援を進めます。

#### 【市の状況】

本市においては、地域生活支援拠点の整備について、圏域内での整備を考えているため、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会で協議を進めています。

### 【市の目標値】

2019（平成31）年度末までに、圏域内で2か所の地域生活支援拠点等を整備すると設定します。

なお、国の指針より1年早い目標設定とし、2020（平成32）年度を検証の年とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 2019（平成31）年度末の 地域生活支援拠点の整備数・場所	2か所整備／圏域	圏域内の2拠点で、社会資源の共有等を図り、利用者支援を行います。

## 5 相談支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るためには、一人ひとりのニーズに応じた適切な障害福祉サービス等の利用を支える相談支援体制の構築が必要です。

サービス等利用計画の作成については、利用者全員に計画の作成ができています。今後の利用者数の増加等を見据えながら、相談支援の質の向上を図ります。そのうえで各サービス等利用計画においては、利用者の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう総合的な支援を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認のうえ、必要に応じサービス等の見直しを行います。

人材の育成支援、専門的な指導助言などのほか、社会的基盤の整備の実状を的確に把握し、市内の特定相談支援事業所の充実に努めます。また、これらの取り組みを効果的に進めるにあたっては、障がい者地域自立支援協議会及び専門部会を有効に活用するとともに、基幹相談支援センターを設置し、計画相談、一般相談、基幹相談の3者それぞれの役割を明確化したうえで、役割分担をしながら相談支援体制の充実を図ります。なお、地域移行や地域定着を推進するため、指定一般相談支援事業所との協力体制を整えます。

## 第3章 障がい児支援の重点課題

### 1 障がい児支援体制の整備

子ども・子育て支援法では、基本理念に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定められています。障がいのある子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育などの利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援体制を確保していきます。

#### 【国の指針】

2020（平成32）年度末までに、児童発達支援センターを1か所及び保育所等訪問支援事業所、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくともそれぞれ1か所整備することを基本としています。

また、2018（平成30）年度末までに、医療的ケア児の支援のため各圏域及び各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。なお、市単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与したうえで、圏域での設置であっても差し支えないとしています。

#### 【市の状況】

本市における児童発達支援センター、重症心身障がい児対象の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備について、保健・障がい福祉・保育・教育などの関係機関で検討を行っています。

医療的ケア児の支援については、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などに関わるネットワークの構築に向け、県内中勢圏域において検討を行っています。

#### 【市の目標値】

2020（平成32）年度末までに、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所については市で1か所、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については圏域で1か所整備すると設定します。

2018（平成30）年度末までに、医療的ケアを含め支援が必要な子どもに対し、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図り、乳幼児から一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制について協議する場を設置します。

項目	数値	考え方
<p>【目標値】 2020（平成32）年度末の児童発達支援センターの整備数・場所</p>	1か所整備／市	重層的な地域支援体制の構築を図るための中核機関として整備する。
<p>【目標値】 2020（平成32）年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築</p>	1か所整備／市	
<p>【目標値】 2020（平成32）年度末の重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の整備数・場所</p>	1か所整備／圏域	重症心身障がい児が、身近な地域で支援を受けられるようにするため整備する。
<p>【目標値】 2018（平成30）年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</p>	1か所設置／圏域 1か所設置／市	市は、医療的ケア児のみの協議の場とはせず、療育関係機関担当者などの協議の場を設置する。

## 第4章 障害福祉サービスと地域生活支援事業

### 1 サービス目標量設定の考え方

障害福祉サービスや地域生活支援事業の目標量設定については、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度の利用実績をもとに利用者数等の推計を行い、併せて障害者総合支援法等の関係法令を踏まえ設定します。

ただし、2017（平成29）年度については見込数値とします。

### 2 障害福祉サービスの実績と見込量

#### （1）訪問系サービス及び短期入所

##### 【サービスの概要】

##### 居宅介護

自宅で入浴、排泄、食事などの介護を行います。

##### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

##### 同行援護

視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報を提供し、必要な援護を行います。

##### 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

##### 重度障害者等包括支援

重度の障がい者等で介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

##### 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。

##### 【現状分析】

居宅介護など訪問系サービスの利用希望者数は、年々増加しています。目標値を達成しているサービスもありますが、サービス種別によってはサービス提供事業者やヘルパーの不足により、十分なサービスが受けられないのが現状です。

## 【現状値】

サービス種別		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017(平成29) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
居宅介護	実人数	115	132	117	134	119	129
	時間数	1,495	1,524	1,638	1,483	1,785	1,510
重度訪問介護	実人数	7	4	7	4	7	3
	時間数	105	37	112	31	119	75
同行援護	実人数	6	8	7	15	8	17
	時間数	48	55	63	126	80	159
行動援護	実人数	5	4	6	3	7	4
	時間数	60	64	72	61	84	84
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	時間数	0	0	0	0	0	0

\*実人数については1月あたりの利用人数(以下同様)

\*時間数については1月あたりのサービス提供時間(以下同様)

サービス種別		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017(平成29) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
短期入所	実人数	55	57	55	59	55	58
	人日分	385	455	385	489	385	493

\*人日分については「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」(以下同様)

## 【目標値の見込方】

第5期計画では国の指針に基づき、現に利用している人数などを勘案して、各サービスとも増加を見込んで目標値を設定していますが、重度障害者等包括支援については、市内にサービス提供事業所の確保が見込めないため、目標値の設定ができませんでした。

今後、事業所の確保が見込めないサービスについては介護保険事業所を基準該当サービス事業所とすることも検討しながら、各サービスが十分に提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

## 【目標値】

サービス種別		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
居宅介護	実人数	140	145	150
	時間数	1,680	1,740	1,800
重度訪問介護	実人数	4	5	6
	時間数	72	95	120

## 【目標値（つづき）】

サービス種別		2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32) 年度
同行援護	実人数	20	21	22
	時間数	200	210	220
行動援護	実人数	5	6	7
	時間数	90	108	126
重度障害者等包括 支援	実人数	0	0	0
	時間数	0	0	0

サービス種別		2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32) 年度
短期入所	実人数	65	65	65
	人日分	520	520	520

## (2) 日中活動系サービス

### 【サービスの概要】

#### 生活介護

常に介護を必要とする人に主として昼間に、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

#### 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

#### 就労継続支援（A型・B型）

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

#### 就労定着支援

就労の定着を図るため、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。

#### 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活の介助を行います。

### 【現状分析】

生活介護及び就労移行支援については、目標値には達していませんが、就労移行支援事業所の増加もあり、利用実績は伸びてきています。

また、機能訓練施設は市内になく、生活訓練施設についても1か所であるため、目標値を下回る結果となりました。

### 【現状値】

サービス種別		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017(平成29) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
生活介護	実人数	200	186	205	194	210	202
	日数	4,000	3,638	4,100	3,775	4,200	3,916
自立訓練(機能訓練)	実人数	2	1	2	1	2	2
	日数	40	17	40	13	40	32
自立訓練(生活訓練)	実人数	11	11	11	11	11	7
	日数	220	162	220	150	220	60
就労移行支援	実人数	20	14	25	16	30	20
	日数	400	245	500	286	600	349
就労継続支援(A型)	実人数	40	45	45	50	50	51
	日数	800	792	900	881	1,000	938
就労継続支援(B型)	実人数	200	207	210	207	220	215
	日数	4,000	3,635	4,200	3,607	4,400	3,706
就労定着支援	実人数	2018(平成30)年度から実施のため、実績なし					
	日数						
療養介護	実人数	9	8	9	7	9	7

### 【目標値の見込方】

現在の市内のサービス提供事業所数や、サービス利用の伸び等を勘案し、以下のように目標値を設定します。

なお、新しく始まる就労定着支援サービスについては、福祉施設から一般就労に結びついた実績をもとに目標値を設定します。

### 【目標値】

サービス種別		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
生活介護	実人数	210	215	220
	人日分	4,200	4,300	4,400
自立訓練(機能訓練)	実人数	2	2	2
	人日分	40	40	40

### 【目標値（つづき）】

サービス種別		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
自立訓練（生活訓練）	実人数	11	11	11
	人日分	220	220	220
就労移行支援	実人数	23	24	25
	人日分	460	480	500
就労継続支援（A型）	実人数	55	56	57
	人日分	1,100	1,120	1,140
就労継続支援（B型）	実人数	230	235	240
	人日分	4,600	4,700	4,800
就労定着支援	実人数	12	13	15
療養介護	実人数	8	8	8

### （3）居住系サービス

#### 【サービスの概要】

##### 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や関係機関との連絡調整などの支援を行います。

##### 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

##### 施設入所支援

施設に入所する人に、主として夜間に入浴、排泄、食事の介護などを行います。

#### 【現状分析】

共同生活援助（グループホーム）については、市内で新たな施設の整備が進み、目標値を達成した結果となりました。

また、施設入所支援については、入所者の増加もあり目標値を下回る結果となりました。

#### 【現状値】

サービス種別		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017(平成29) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
自立生活援助	実人数	2018(平成30)年度から実施のため、実績なし					
共同生活援助(GH)	実人数	95	96	100	98	105	104
施設入所支援	実人数	81	81	80	82	80	86

### 【目標値の見込方】

共同生活援助（グループホーム）や新しく始まる自立生活援助は、地域移行を進めるうえで重要なサービスとなります。グループホームの整備や利用者の増加を見込んで目標値を設定しています。

なお、新しく始まる自立生活援助サービスについては、今後の地域移行者数を踏まえて目標値を設定します。

### 【目標値】

サービス種別		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
自立生活援助	実人数	2	3	3
共同生活援助（GH）	実人数	110	115	120
施設入所支援	実人数	82	81	80

### （整備見込量）

サービス種別		2016 年度 (平成 28)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (平成 31)	2020 年度 (平成 32)
		実績	目標		
共同生活援助（GH）	定員数 (人)	98	110	115	120

## （4）相談支援

### 【サービスの概要】

#### 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証を行い必要に応じて計画の見直しを行います。

#### 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保やその他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。

#### 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者及び地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する相談を行います。

### 【現状分析】

計画相談支援については、サービス利用者全員に計画相談支援を行うことができました。地域定着支援については、利用がありませんでした。

**【現状値】**

サービス種別		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017(平成 29)年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
計画相談支援	人数	116	106	122	118	128	106
地域移行支援	人数	1	4	1	2	1	1
地域定着支援	人数	1	0	1	0	1	0

\*人数については1月あたりの利用人数(以下同様)

**【目標値の見込方】**

計画相談支援については、全ての障害福祉サービス利用者に計画相談支援を行うとこととし、新規利用者数とモニタリングも含めた目標値を設定します。

今後は、相談対応の質の向上を図り、充実したサービス利用となるよう支援を行う必要があります。

また、地域移行支援と地域定着支援については、今後の地域移行者数を踏まえて目標値を設定します。

**【目標値】**

サービス種別		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
計画相談支援	人数	121	122	124
地域移行支援	人数	2	3	3
地域定着支援	人数	2	3	3

### 3 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績と見込量

#### 【サービスの概要】

##### 児童発達支援

就学前の障がい児が通所により利用する身近な療育の場として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及びその他必要な支援を行います。

##### 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の発達の支援を行います。

##### 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

##### 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し発達支援を行います。

##### 障害児相談支援

児童福祉法に基づく通所サービスを利用する全ての障がい児に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### 【現状分析】

本市では、2013（平成 25）年度以降、放課後等デイサービスや児童発達支援の事業所の整備が進んだため、目標値を達成するとともに利用実績が伸びている状況にあります。しかし、低年齢児や外国籍の児童など、利用者の多様性や利用者数の増加により、さまざまな課題が生じています。

保育所等訪問支援については、市内に事業所がないため、市外の事業所を利用している児童数を実績値として記載しています。

#### 【現状値】

サービス種別		2015 (平成27) 年度		2016 (平成28) 年度		2017 (平成29) 年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
児童発達支援	実人数	9	16	10	19	10	26
	日数	45	89	50	110	50	139

### 【現状値（つづき）】

サービス種別		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017(平成29) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
放課後等デイサービス	実人数	30	43	32	64	34	83
	日数	300	420	320	552	340	739
保育所等訪問支援	実人数	3	2	4	1	5	3
	日数	6	3	8	3	10	5
居宅訪問型 児童発達支援	実人数	2018(平成30)年度から実施のため、実績なし					
	日数						
障害児相談支援	人数	12	18	13	26	14	27

### 【目標値の見込方】

障害児通所支援については、市内のサービス提供事業所の定員数、市外のサービス提供事業所の利用状況及びサービス利用の伸び等を勘案し、以下のように目標値を設定します。

また、障害児相談支援については、障害者総合支援法に基づく計画相談支援と同じく、全ての障害児通所支援の利用児に対し障害児計画相談支援を行うこととし、今後の新規利用者数とモニタリングも含めた目標値を設定します。

### 【目標値】

サービス種別		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
児童発達支援	実人数	30	32	34
	人日分	180	192	204
放課後等デイサービス	実人数	90	95	100
	人日分	900	950	1,000
保育所等訪問支援	実人数	5	7	9
	人日分	16	18	20
居宅訪問型 児童発達支援	実人数	1	1	1
	人日分	4	4	4
障害児相談支援	人数	28	30	32

## 4 地域生活支援事業の内容と見込量

### (1) 必須事業

#### ①理解促進研修・啓発事業

##### 【事業内容】

地域の住民に対して、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

障がい者差別解消に向け、市職員としての対応要領に基づき、全庁的な取り組みを進めていきます。

##### 【目標値の見込方】

地域の住民に対して、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修会や街頭啓発などを実施します。また、メディアを利用した啓発についても実施します。

障がいのある人からの相談や紛争解決のため、障がい者地域自立支援協議会の中に、地域の関係機関と連携した障がい者差別解消支援専門部会を設置します。

##### 【目標値】

事業名		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

#### ②自発的活動支援事業

##### 【事業内容】

障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動を支援します。

##### 【目標値の見込方】

障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行うスポーツ大会を支援するとともに、地域での身近な相談体制推進のため、相談員設置事業等を実施します。

##### 【目標値】

事業名		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

#### ③相談支援事業

##### 【事業内容】

障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者又は介護を行う者、関係機関などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うことや権利擁護のために必要な支援を行います。

### 【目標値の見込方】

相談支援事業を効果的に実施するため、障がい者団体代表者、福祉・保健・医療関係者、労働関係機関、教育関係者などからなる「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」を引き続き設置するとともに、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携を強化し、ネットワークの構築を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置します。

### 【目標値】

事業名			2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
相談支援事業	障がい者基幹相談支援センター	実施の有無	実施	実施	実施
	地域自立支援協議会	実施の有無	実施	実施	実施

## ④成年後見制度利用支援事業

### 【事業内容】

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用支援を行います。

### 【目標値の見込方】

「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を引き続き設置し、成年後見制度の利用に際し相談対応や助言を行います。

また、成年後見制度（法定後見）の申し立てを行う親族がいない人で、申し立てに係る費用や後見人などへの報酬を負担できない人を対象に、費用負担の支援を行います。

### 【目標値】

事業名			2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無		実施	実施	実施

## ⑤成年後見制度法人後見支援事業

### 【事業内容】

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

### 【目標値の見込方】

現在は事業を実施していませんが、「伊賀地域福祉後見サポートセンター」事業を委託している社会福祉協議会などと事業の実施について協議していきます。

**【目標値】**

事業名		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

**⑥意思疎通支援事業**

**【事業内容】**

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などその他の人との意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記奉仕員などの派遣や点訳、音訳などによる支援を行います。

**【現状値】**

事業名		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度(見込)
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	延べ派遣回数	361	406	410
点字広報・声の広報等発行事業	実施の有無	実施	実施	実施
点字奉仕員等養成事業	実施の有無	実施	実施	実施

**【目標値の見込方】**

手話通訳者設置事業は市役所の窓口での対応だけではなく、学校や病院などへ出向いての通訳や企業などからの派遣依頼によるコーディネートの増加など、その役割が大きくなっています。また手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業については、利用者数の増加を見込んでいます。

**【目標値】**

事業名		2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	延べ派遣回数	415	420	425
点字広報・声の広報等発行事業	実施の有無	実施	実施	実施
点字奉仕員等養成事業	実施の有無	実施	実施	実施

**⑦日常生活用具給付等事業**

**【事業内容】**

障がいのある人などの日常生活の利便性向上を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。

**【サービスの概要】**

- 介護・訓練支援用具： 特殊寝台、特殊マット、移動用リフトなど
- 自立生活支援用具： 入浴補助用具、つえ、便器、頭部保護帽、特殊便器など

- 在宅療養等支援用具： ネプライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計など
- 情報・意思疎通支援用具： 視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、携帯用会話補助装置、聴覚障害者用通信装置など
- 排泄管理支援用具： ストマ用装具、収尿器
- 居宅生活動作補助用具： 障がい者の移動などを円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

**【現状値】**

事業名		2015 (平成 27)年度		2016 (平成 28)年度		2017 (平成 29)年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
介護・訓練支援用具	給付件数	5	5	5	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数	20	5	23	11	25	7
在宅療養等支援用具	給付件数	20	13	23	10	25	8
情報・意思疎通支援用具	給付件数	20	17	23	11	25	11
排泄管理支援用具	給付件数	1,500	1,631	1,530	1,760	1,550	1,800
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	5	8	5	3	5	3
合計	給付件数	1,570	1,679	1,609	1,800	1,635	1,834

**【目標値の見込方】**

本制度が広く周知され増加傾向であり、実績から目標値を設定しています。

**【目標値】**

用具名		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
介護・訓練支援用具	給付件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数	10	13	15
在宅療養等支援用具	給付件数	10	13	15
情報・意思疎通支援用具	給付件数	13	15	20
排泄管理支援用具	給付件数	1,830	1,860	1,890
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	5	5	5
合計	給付件数	1,873	1,911	1,950

**⑧手話奉仕員養成研修事業**

**【事業内容】**

聴覚障がい者などとの交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。

**【目標値の見込方】**

手話奉仕員養成講座や講座修了生に対し、フォローアップ研修を実施します。

**【目標値】**

事業名		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	実施	実施	実施

**◎移動支援事業**

**【事業内容】**

屋外での移動が困難な障がい者などについて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のため、外出時における移動支援を行います。

**【現状値】**

事業名		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017 (平成29)年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
移動支援 事業	利用者数	120	131	125	97	130	110
	延べ利用時間数	6,500	8,843	6,600	7,632	6,700	8,600

**【目標値の見込方】**

居宅介護等の事業と同様、サービスが十分に提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

**【目標値】**

事業名		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
移動支援事業	実利用者数	115	120	125
	延べ利用時間数	9,000	9,400	9,800

**(2) 任意事業**

**①訪問入浴サービス**

**【事業内容】**

看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体に重度の障がいのある人を訪問し、居宅において入浴サービスを実施します。

**【現状値】**

事業名		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017(平成29) 年度(見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
重度障害者等訪問 入浴サービス	実利用者数	3	3	3	5	3	5

**【目標値の見込方】**

事業の継続によってニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の啓発を行います。

**【現状値】**

事業名		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
重度障害者等訪問入浴サービス	実利用者数	4	5	6

**②生活訓練等事業**

**【事業内容】**

障がいのある人などに対して、日常生活上必要な訓練・指導などを行います。

**【現状値】**

事業名		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017 (平成29)年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
視覚障がい児(者)歩行訓練等給付事業	実利用者数	2	6	2	7	2	6

**【目標値の見込方】**

視覚障がいのある人に対する歩行訓練や生活訓練などを実施します。

**【目標値】**

事業名		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
視覚障がい児(者)歩行訓練等給付事業	実利用者数	7	8	9

**③日中一時支援事業**

**【事業内容】**

障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労支援及び障がいのある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息を推進します。

**【現状値】**

事業名		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017 (平成29)年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
日中一時支援事業	実利用者数	200	274	210	233	220	230

**【目標値の見込方】**

日中一時支援事業は、今後もニーズが高いと予想されることから増加を見込んでいますが、サービスが十分に提供されるよう、実施事業所の確保に努めます。

**【目標値】**

事業名		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
日中一時支援事業	実利用者数	240	250	260

#### ④成年後見制度普及啓発事業

##### 【事業内容】

社会福祉協議会における伊賀地域福祉後見サポートセンターとの連携など、成年後見制度の普及・利用促進に向けた取り組みを行います。

#### ⑤障害者虐待防止対策支援事業

##### 【事業内容】

障害者虐待防止法に基づき、虐待の予防と早期発見のための取り組みを進めるとともに、障がい者を現に養護する人（養護者）に対して支援を行います。

また、障がい福祉施設従事者などや利用者による虐待を防止するため、地域の住民及び民間事業者などに対して継続的に啓発を行います。

## 第5章 計画推進のための取り組み

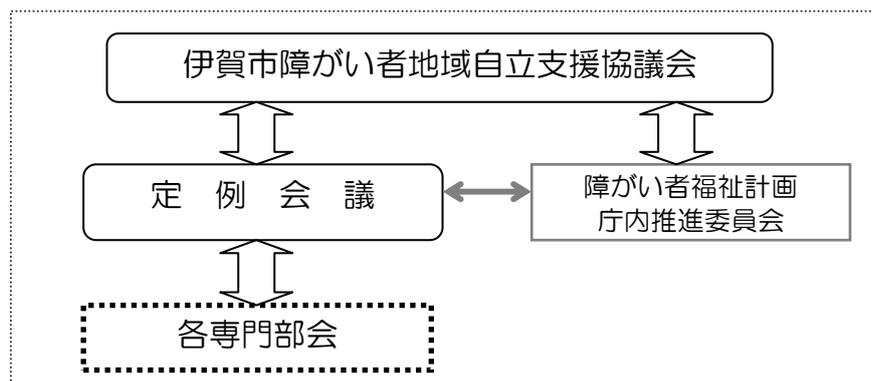
### 1 地域自立支援協議会の運営

障がい者地域自立支援協議会は、障害者総合支援法第77条第1項第3号に基づく相談支援事業を実施していくうえで、中立・公平性を確保し、事業を適切に運営するとともに、障がい者支援に関する機関・団体などのネットワークを構築し、困難ケースへの対応等を図る組織として位置づけられています。

本市では、こうした機能に加え、PDCA サイクルにより本計画の進捗状況の確認・評価及び見直しを行うとともに、障がい者福祉を推進していくうえでのさまざまな協議を行っていく中核的な組織として障がい者地域自立支援協議会を設置し、障がいのある人や保健・医療・福祉・保育・教育・就労などの幅広い機関の代表の参加を得ながら、さまざまな協議を行い、本計画に掲げたサービス量の確保等に努めていきます。

また、分野ごとにそれぞれの現場で実際に支援に携わっている人や関係機関などが協議する場として専門部会を設置し、当事者や家族の意見も聴きながら、本市の現状やニーズの把握などに努めます。

図 地域自立支援協議会の組織体制



### 第5期 伊賀市障がい福祉計画

発行年月：2018（平成30）年3月

発行：三重県伊賀市

編集：伊賀市健康福祉部障がい福祉課

〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116番地

電話：0595-22-9657

FAX：0595-22-9662

E-mail：shougai@city.iga.lg.jp